

## 特定非営利活動法人ぱれっと役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ぱれっとの役員報酬の基準について定めることを目的とする。

### (報酬及び費用の支給)

第2条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。

1. 報酬の額は月額とし、総会の議決を経て理事長が定める。ただし、一年分をまとめて支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

この規定は、平成14年3月25日から施行する。

# 特定非営利活動法人ぱれっと

## 職員賃金規定

### (目的)

第一条 就業規則第 24 条に基づき、常勤並びに非常勤職員の賃金は本規定の定めるところによる。事業別の規定は別項にて定める。別項の無い事業については本規定の定めるところによる。パートタイマーの賃金規定は別に定める。

### (支給方法)

第二条 賃金は、特定非営利活動法人ぱれっと（以下「法人」という）が取引する金融機関の本人の口座へ振り込む。

### (支給形態)

第三条 月給にて支給する。

### (計算期間)

第四条 賃金は前月 16 日より当月 15 日までを計算期間とし、当月 15 日で締め切りとする。

### (支給日)

第五条 賃金は毎月 25 日に支給する。支給日が休日にあたる場合は、必要に応じて翌日若しくは翌々日に繰り下げる場合がある。

### (支給日の特例)

第六条 次の各号のいずれかに該当する場合、本人または遺族の請求により前条の規定にかかわらず既往の労働に対する賃金を支給する。

1. 本人が死亡した時
2. 本人が退職若しくは解雇された時
3. その他止むを得ない事情があり理事長が認めた時

### (控除)

第七条 賃金を支給する時は、次のものを控除する。

1. 法令に基づく源泉所得税・特別徴収住民税
2. 各種社会保険料
3. その他法人の立替金又は控除すべきもの

### (円未満の端数処理)

第八条 賃金計算上生じる円未満の端数は円位に切り上げる。

(月平均所定労働日数)

- 第九条 当法人の月平均の所定労働日数は下記の通りとし、日割り計算、基準外賃金、減額等の算出根拠に使用する。
- ・事務局運営・余暇活動支援事業・就労支援事業・・・20日
  - ・共同生活援助事業・緊急一時保護事業・短期入所事業・・・22日

(日割り計算)

- 第十条 賃金日割り計算は、前条の月平均所定労働日数に基づき、基本給の月平均所定労働日数分の1を日割り額とし、出勤日数を乗じて計算する。

(中途採用又は休復職時及び無給休暇時の賃金)

- 第十一条 月の途中で就職または退職した時、或いは休職または復職及び無給休暇により月の途中で賃金の支給が停止若しくは開始に至った時は、その月の賃金は日割り計算で支給する。

(年次有給休暇の賃金)

- 第十二条 年次有給休暇、特別休暇（ただし、就業規則に無給と定めたものは除く）を取得した場合は、通常の勤務をしたものとみなし、賃金を支給する。

(公傷休暇の賃金)

- 第十三条 公傷休暇中は、平均賃金の100分の60の休業補償金を支給する。但し、同一の事由によって労働災害補償保険法による保険給付を受ける場合は、当該給付額を充當支給する。

(育児・介護休業期間及び短時間勤務制度等による不就労時間)

- 第十四条 育児・介護休業期間及び短時間勤務制度等による休業中は無給とする。

(生理休暇)

- 第十五条 生理休暇中の給与は支給しない。

(育児時間)

- 第十六条 育児時間中の給与は支給しない。

(母体健康管理のための措置等による不就労時間)

- 第十七条 母体健康管理のための措置等による不就労時間の給与は支給しない。

(子の看護休暇)

- 第十八条 子の看護休暇中の給与は支給しない。

(就業規則その他各種規程に無給と定める休業および不就労時間)

第十九条 就業規則その他各種規程に無給と定める休業および不就労時間においては給与は支給しない。

(産前産後の賃金)

第二十条 産前産後の休暇中の給与は支給しない。

(休職期間中の賃金)

第二十一条 休職期間中の賃金は原則として支給しない。ただし出向契約が締結されている場合はこの限りではない。

(賃金の種類)

第二十二条 基準内賃金-----基本給（職能給+役割給）  
基準外賃金-----役職手当  
-----処遇改善手当  
-----宿直手当（事業別別項にて規定）  
-----通勤手当  
-----時間外勤務手当（事業別別項にて規定）  
-----休日勤務手当  
-----深夜勤務手当

(基本給・日給からの減額)

第二十三条

遅刻による減額

遅刻は各事業の始業時間以降 1 分を 1 単位とし、次の計算式により減額する。

\* 基本給÷月平均所定労働日数÷8÷60 分・・・1 分単位の減額

欠勤による減額

欠勤日数 1 日から 2 日 欠勤 1 日につき基本給の 200 分の 1

欠勤日数 3 日から 5 日 欠勤 1 日につき基本給の 120 分の 1

欠勤日数 6 日から 10 日 欠勤 1 日につき基本給の 100 分の 1

欠勤日数 11 日以上 欠勤 1 日につき基本給の 90 分の 1

\*尚、遅刻・早退・外出は 4 回をもって欠勤 1 日とみなし、遅刻・早退については 1 回半日を超え、外出については 1 回 4 時間を超える場合はこれを 2 回とみなす。

管理監督者の減額

管理監督者に該当する者に対しては、遅刻、早退があっても賃金からの減額は行わないものとする。

(会社都合による休業中の賃金)

第二十四条 会社の都合により従業員を休業させる場合には、休業手当として休業一日につき平均賃金の100分の60を支給する。

(休日勤務)

第二十五条 1. 所定労働時間外の休日勤務をした場合は、事前に振替休日を設けて調整する。

特別に定める場合を除き、休日勤務手当では支給しない。

2. このほかに、事業別別項の規定がある場合は、その規定を優先する。

(通勤手当)

第二十六条 自己の居住地から事務所まで交通機関を利用する場合は通勤手当を実費にて現金支給する。ただし、上限は月額15,000円とする。

(住宅手当)

第二十七条 住宅手当は原則として支給しない。

(賃金の改定及び実施について)

第二十八条 1. 昇給は別に定める「キャリアパス制度」ならびに「評価シート」に基づいて職員の人物・職務・能力・勤務成績等を慎重に審査しこれを行う。

2. 特別に必要な場合には、臨時に賃金の改定を行うことがある。

3. 1に定める審査期間は上期(11/16～翌5/15) 下期(5/16～11/15)を基準として年単位で審査し、3/16より給与に反映させる。なお、入職後1年に満たない者、並びに休職、休業期間のある者についてはその都度検討する。

(賞与)

第二十九条 1. 賞与は、常勤職員に対して支給する。

2. 賞与は年2回(原則として7月・12月)法人の業績を考慮し支給する。

3. 賞与は原則として28条-5に定める期間を対象とし、職員の勤務成績、態度などを慎重に考慮し、支給日に支給する。

4. 法人の著しい業績の低下、その他やむを得ない事由がある場合には支給日を変更し、または支給しないことがある。

5. 上記のほか、業績に基づき、決算特別手当を支給する場合がある。この場合は年度末を原則として理事長の判断によりこれを支給する場合がある。

(異動の届出義務等)

第三十条 1. 本規程に定める各手当の支給基準及び内容等に変更があった場合は、速やかに会社に届け出なければならない。

2. 不正の届出により、賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則に定める懲戒処分を行う。また、会社への所定の届出が遅延した場合も同様とする。

(手当金額の支給、変更、停止)

第三十一条 各種手当の支給、又はその額を変更すべき事由が発生した場合は、原則としてその事由の生じた日の属する賃金計算期間から当該手当を支給又はそのが額を変更するものとする。手当を停止すべき事由が発生した場合は、その事由の生じた日の属する賃金計算期間の次の賃金計算期間から当該手当を停止するものとする。

(退職金)

第三十二条 1. 退職金は別途定める退職金規定による。

(附則)

- ・この賃金規定は2017年7月16日より実施する。
- ・2019年5月16日28条、29条改定施行。

なお、2019年5月16日「キャリアパス制度」、「評価制度」を導入するにあたり、第28条3項にかかわらず導入初年度に限り、2019年5月16日～11月15日の半期評価をもって2020年3月16日より給与に反映させるものとする。

特定非営利活動法人ぱれっと  
理事長 相馬 宏昭 印

# 特定非営利活動法人ぱれっと

## 職員賃金規定 別項

事業名 就労支援事業 おかし屋ぱれっと/工房ぱれっと

(目的)

第一条

1. この規定は就業規則第 24 条に基づき規定した職員賃金規定別項として、就労支援事業に従事する職員の賃金について規定したものである。
2. この規定別項にないものは、職員賃金規定による。

(基準外賃金)

第二条

1. 所定労働時間外に命令により早出・普通残業または休日出勤・残業した場合はその勤務時間に応じ基準外賃金を支給する。ただし特に定めるものについては支給しない。
2. 原則として、所属長の判断に基づき、通常勤務終了時間の 30 分後から上限を 2 時間として普通残業を命じるものとする。
3. 基準外賃金は、1 時間につき次の通り計算する。

常勤・・・基本給÷20 日÷8 時間×1.25

附則

この規定は、別に定める職員賃金規定の別項として平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

特定非営利活動法人ぱれっと

理事長 相馬宏昭

おかし屋ぱれっと

所長 相馬宏昭

# 特定非営利活動法人ぱれっと

## 職員賃金規定 別項

事業名 共同生活援助事業/緊急一時保護受託事業/短期入所運営事業

えびす・ぱれっとホーム/しづや・ぱれっとホーム

(目的)

### 第一条

1. この規定は就業規則第 24 条に基づき規定した職員賃金規定別項として、共同生活援助事業に従事する職員の賃金について規定したものである。
2. この規定別項にないものは、職員賃金規定による。

(宿日直手当)

### 第二条

1. 宿日直が命じられ、その勤務に服した者には、原則としてその勤務 1 回につき 6000 円を支払う。ただし、勤務後 1 年未満の宿日直手当については、給与に関する契約内容に準ずる。
2. 前項の勤務は、就業規則第 5 条の勤務に含まれないものとする。

附則 この規定は、別に定める職員賃金規定の別項として平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

特定非営利活動法人ぱれっと

理事長 相馬宏昭

えびす・ぱれっとホーム

施設長 菅原 睦子



## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと	事業年度	30年4月1日～31年3月31日
-----	---------------	------	------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取正会員費	2,078,000円
受取賛助会員費	1,050,000円
受取寄付金	3,694,245円
受取助成金	250,000円
渋谷区補助金	6,304,840円
渋谷区緊急一時保護事業委託料	17,238,184円
訓練等給付事業収益	31,813,358円
就労支援事業収益	20,155,860円
共同生活援助事業収益	40,235,802円
書籍等販売事業収益	37,680円
家賃収益	5,716,475円
売電収益	176,752円
受取負担金収益	6,867,484円
雑収益	198,523円
合 計	135,817,203円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
西武信用金庫 恵比寿支店	16,264,381円
疑似私募債	11,250,000円
役員借入金	1,250,000円
合 計	28,764,381円

## (3) その他

無し

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
書籍「あなたとわたしわたしとあなた」	1,400円	正会員は10%引き
ぱれコレ記録DVD	500円	正会員は10%引き
チャリティTシャツ	1,500円	正会員は10%引き
就労支援事業の製品	円	価格は別添付資料参照
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
無し	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
講師料 昭和女子大学 インターンシッププレゼン	10,000円	7/4
インターン受入 東京都社会福祉局	40,000円	9/28
講師料 東京都立中野特別支援学校	5,000円	10/19
見学受入 日本労働文化財団	30,000円	11/22
現場実習受入 東京都立港特別支援学校	5,000円	2/1
見学受入 東京都立永福学園	5,000円	3/15

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		40,235,802 円	共同生活援助給付
		31,813,358 円	訓練等給付
		17,238,184 円	緊急一時保護事業委託金
		130,000 円	助成金
		120,000 円	助成金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		12,553,800 円	えびす・ぱれっとホーム賃借料
		4,800,000 円	ぱれっとの家 いこっと賃借料
		2,147,749 円	就労支援事業製菓材料費
		1,510,777 円	就労支援事業費製菓材料費
		447,790 円	広報 DVD 製作/ホームページ管理

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			4/12	33,890 円	クッキー
			11/28.12/19,2/25	39,053 円	クッキー
			12/15、1/30	7,075 円	クッキー
			6/19	14,040 円	クッキー
			12/20	10,845 円	クッキー
				34,960 円	書籍

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
無し				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			通年	12,553,800 円	えびす・ぱれっと ホーム賃借料
			4/11	55,685 円	監査
			通年	216,000 円	会計
			通年	4,800,000 円	ぱれっとの家 いこっと賃借料
			通年	447,790 円	ホームページ サーバー管理料 DVD 製作費用
			通年	255,528 円	梱包材料
				円	
				円	
				円	
				円	





認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	平成30年4月1日～平成31年3月31日	18人	0人	0%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input type="checkbox"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員 の 状 況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉒」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉒」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。



## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		18人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
(ソウマヒロアキ) 相馬宏昭		理事		○						2002年 4/1 就任
(カハラヨシコ) 菅原睦子		理事		○						2013年 5/26 就任
(ミヤマタツトシ) 南山達郎		理事		○						2002年 4/1 就任
(タカハシトモ) 高橋知子		理事		○						2002年 4/1 就任
(ニシジマミナコ) 西嶋美那子		理事		○						2002年 4/1 就任
(イワイイシ) 今井啓二		理事		○						2010年 5/31 就任
(タケチユウイチ) 田口雄一		理事		○						2010年 5/31 就任
(ツジマサオ) 辻正雄		理事		○						2010年 5/31 就任
(マエダカオル) 前田薫		理事		○						2010年 5/31 就任
(ミヤシロユキエ) 宮代幸枝		理事		○						2010年 5/31 就任
(タニガキナホ) 谷口奈保子		理事		○						2002年 4/1 就任
(タシロマキコ) 田代真紀子		理事		○						2016年 5/31 就任
(ヨネカミツトシ) 米岡文土		理事		○						2014年 5/24 就任
(フジイシホ) 藤井 志保		理事		○						2018年 5/26 就任
(マエダダイチ) 前田大地		理事		○						2018年 5/26 就任

(カコ マサカズ) 金子正和		理事		○						2018年 5/26 就任
(クサリ トモキ) 黒澤友貴		理事		○						2018年 5/26 就任
(ヤサキメイ) 矢崎 芽生		監事		○						2011年 5/21 就任

(注意事項) 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金日経簿	A4 帳簿 (単票+確認及び金種表) についてルーズリーフ	都度	7年
総勘定元帳	会計ソフト (NPO 専用 Web 会計) によるルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (NPO 専用 Web 会計) によるルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	給与ソフト (Web 給与) によるルーズリーフ	都度	7年
固定資産台帳	会計ソフト (NPO 専用 Web 会計) によるルーズリーフ	都度	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと							
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること								✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと								
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと								
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること								
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								
イ								
項	目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ								
項	目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 する <input checked="" type="radio"/> しない <input type="radio"/>
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと
-----	---------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup>		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ